

# 利 用 上 の 注 意

1 本書は、東京都総務局統計部より刊行された「東京の工業」（平成 12 年工業統計調査報告）等から抜粋加工したものである。後日、経済産業大臣官房調査統計部から公表される数値とは多少の相違を生じることがある。

## 2 調査の概要

### (1) 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査の根拠

統計法（昭和 22 年 3 月 26 日法律第 18 号）及び工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって施行される調査（指定統計第 10 号）

### (3) 調査の期日

平成 12 年 12 月 31 日

### (4) 調査の対象

日本標準産業分類による大分類 F（製造業に属する事業所）を調査対象とする。

### (5) 調査項目

- |                                 |                                    |
|---------------------------------|------------------------------------|
| 1. 事業所の名称及び所在地                  | 12. 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額              |
| 2. 本社又は本店の名称及び所在地               | 及び原材 料、燃料の在庫額                      |
| 3. 他事業所の有無                      | 13. 品目別製造品出荷額(年間)                  |
| 4. 経営組織                         | 14. 品目別製造品在庫額(年末現在)                |
| 5. 資本金額又は出資金額（会社のみ）             | 15. 加工賃収入額(年間)                     |
| 6. 従業者数（年末現在）                   | 16. 修理料収入額(年間)                     |
| 7. 常用労働者毎月末現在数の合計               | 17. 内国消費税額(年間)                     |
| 8. 現金給与総額（年間）                   | 18. 主要原材料名                         |
| 9. 原材料、燃料、電力の使用額及び<br>委託生産費（年間） | 19. 作業工程                           |
| 10. 有形固定資産                      | 20. 事業所敷地面積及び建築面積(年末現在)<br>(賃借を含む) |
| 11. リース契約による契約額及び支払額(年間)        | 21. 水源別・用途別用水量(1日当たり)              |

注) リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を越え、契約期間中は原則として途中解約のできないものをいう。本項目は平成 11 年調査から新たに設定された。

### 3 集計について

- (1) 本年は2年ぶりに全事業所を対象とする調査を実施した。したがって、本書中の「前回比」とは、全数調査を行った平成10年比のことである。

当調査における工場とは、製造・加工部門を有している事業所のことであり、工場と同一の場所にはない本社又は本店、倉庫等は含まれない。

- (2) 調査期日現在において、操業準備中、操業開始後未出荷、閉鎖及び休業中の工場は含まれない  
(3) 大田区内の町丁目別集計は、東京都が中間集計し、大田区が結果公表する。  
(4) 統計表中の符号の説明は次のとおりである。

「0」「0.0」…………… 零、又は表章単位未満(0.5又は0.05未満)

「-」…………… 皆無又は該当数字なし

「…」…………… 不詳(未調査又は数値が得られないもの)

「X」…………… 秘匿数字(該当工場数1又は2に関する数値である場合、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した。また、該当工場数3以上に関する数値であっても、他との関連により個々の数値が判明する場合も同じ)

「イタリック体」…………… 秘匿数字を合算したものの

- (5) 表中の数値は単位未満を四捨五入した。また、秘匿の数値をX処理した。したがって、合計数値と内訳の計が一致しない場合がある。

- (6) 主な用語の説明は次のとおりである。

ア 製造品出荷額等 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + 修理料収入額 + 製造工程から出たくず廃物の出荷額 + その他の収入額

イ 原材料使用額等 = 原材料使用額 + 燃料使用額 + 電力使用額 + 委託生産費

ウ 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - 内国消費税額 - 原材料使用額等

エ 従業者1人当たり粗付加価値額 = 粗付加価値額 ÷ 従業者数

オ その他の収入額とは、冷蔵保管料、広告料、自家発電の余剰電力の販売収入額等である。

カ 内国消費税額は、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計である。

- (7) なお、平成6年4月1日に日本標準産業分類が改訂された。本報告書の平成5年までの数値は、改訂前の産業分類により作成している。

- (8) 平成11年調査から、工業統計調査用産業分類及び商品分類の一部を改訂した。

- (9) 統計表中「プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲は、別表のとおりに分類される。

- (10) 『結果の概要』における「地区別従業者数」及び「地区別製造品出荷額等」は、今回の調査においてデータがないため掲載していない。

< 別表 >

プラスチック製品製造業(別掲を除く)の別掲

製造品名	産業中分類名	細分類番号
家具	家具・装備品製造業	1799
プラスチック版	出版・印刷・同関連産業	1942
写真フィルム(乾板を含む)	化学工業	2095
履物、同付属品	ゴム製品製造業	2322
かばん	なめし革・同製品・毛皮製造業	2461
袋物	同上	2471
ハンドバッグ	同上	2472
歯車(時計用、がん具用を除く)	一般機械器具製造業	2975
軸受(時計用、がん具用、玉軸受、ころ軸受を除く)	同上	2975
軸受(玉軸受、ころ軸受)	同上	2994
抵抗器(配電制御用)	電気機械器具製造業	3013
コンデンサ(通信機用を除く)	同上	3019
通信機用抵抗器・コンデンサ	同上	3084
眼鏡	精密機械器具製造業	3261
歯車(時計用)、軸受(時計用)	同上	3271
時計側	同上	3272
楽器	その他の製造業	3421 ~ 3429
がん具、歯車(がん具用)、軸受(がん具用)	同上	3431
人形	同上	3432
運動用具	同上	3434
事務用品	同上	3441 ~ 3449
装身具、装飾品	同上	3451
ボタン	同上	3453
かつら	同上	3455
漆器	同上	3461
畳	同上	3472
うちわ・扇子	同上	3473
ほうき・ブラシ	同上	3474
傘・同部分品	同上	3475
喫煙用具	同上	3477
魔法瓶	同上	3478
看板・標識機	同上	3492
パレット(運搬用)	同上	3493
モデル・模型	同上	3494
工業用模型	同上	3495
レコード	同上	3496

4 本書についての問い合わせ先

区民生活部戸籍住民課統計調査係

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話 03(5744)1186

産業経済部産業振興課工業振興係

〒144-0035 大田区南蒲田一丁目 20 番 20 号

電話 03(3733)6183